

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

企画提案審査要領

令和 5 年 2 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画競争の審査は、『いわて若者カフェ』企画・運営等業務 企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は、100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目
<p>(1) コンセプト（提案全般）【10点】</p> <p>ア 本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。</p> <p>イ 各業務の効果が上手く連動するよう工夫されているか。</p>
<p>(2) 業務内容に係る企画【80点】</p> <p>ア 施設【10点】</p> <p>(ア) 「いわて若者カフェ」各部屋のレイアウトや用途を変更する場合は、設備や立地など施設としての特性や設置目的を踏まえ、若者が利用しやすい施設となるような提案となっているか。</p> <p>(イ) レイアウトや用途を変更しない場合は、施設利用者にとって快適な環境を維持・向上するための提案がされているか。</p> <p>イ 人員・組織体制【10点】</p> <p>サポートスタッフの配置を含め、提案内容を含む「いわて若者カフェ」の多様な業務を確実に履行でき、進行管理を行うことができる組織体制を構築しているか。</p> <p>ウ イベントの開催【25点】</p> <p>(ア) 開催内容（10点）</p> <p>若者がイベントを通じて、同世代や幅広い世代と交流し、若者の活躍に繋がるネットワークが形成するような仕掛けや、イベントに参加した若者の満足度に繋がる工夫が盛り込まれた提案がなされているか。</p> <p>(イ) 「連携交流ミーティング（仮称）」の開催（10点）</p> <p>カフェマスターや「いわて若者カフェ」連携拠点（以下、「連携拠点」という）との協働の上、若者が参加者と交流を深め、楽しみながら地域課題を考えることができ、若者の活動の活性化に繋がるような提案となっているか。</p> <p>(ウ) その他イベントの開催（5点）</p> <p>若者の交流やネットワーク構築に資する提案がなされているか。</p> <p>エ 情報発信【25点】</p> <p>(ア) 「若者活躍情報誌（電子データ）」の制作（5点）</p>

審査項目
<p>若者が活動できる場所（「いわて若者カフェ」など施設、若者が主体となって活動する団体）など若者にとって有用な情報を盛り込むほか、若者に情報を届けるための工夫がなされ、県内で活躍する若者（カフェマスター、コネクサス登録者含む）の活動の認知度向上が期待できる提案となっているか。</p> <p>(イ) 岩手県内で活躍する若者の特集企画（「いわてつがく」）の実施（5点） 取材予定者や取材内容について、活動分野、活動地域等に偏りがないよう配慮されているか。</p> <p>(ウ) コネクサスの周知（5点） コネクサスが若者に認知され、活用されるような周知方法について提案がなされているか。</p> <p>(エ) コネクサス（HP・各SNS）による情報発信（5点） 各SNSアカウントの特性を踏まえた上で、いわて若者カフェ企画・運營業務の他の業務の成果や、他の若者活躍支援の取組に繋がるよう、若者向けに写真や文章などを工夫された提案がなされているか。</p> <p>(オ) その他情報発信（5点） 若者の活動や、カフェマスター、連携拠点などの周知に繋がる提案となっているか。</p> <p>オ カフェマスター等との連携【10点】 カフェマスター及び連携拠点など、県の若者活躍支援の取組に協力する関係者と連携・協働する提案となっているか。</p>
<p>(3) その他自由提案【5点】 費用・人員・スケジュール等業務遂行能力上、現実的かつ本業務の効果を高める提案となっているか。</p>
<p>(4) 見積書【5点】 積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性があるか。</p>

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、上記「2 審査項目及び配点」の個別の審査項目ごとに評価及び評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、本業務を実施するにふさわしくないと認められる企画提案がある場合（著しく仕様

を逸脱している場合など) は、その旨の評価を付して県に報告するものとする。

(6) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。